

○御嵩町男女共同参画懇話会会員募集要項

1. 公募の目的

御嵩町では、平成 17 年 3 月に「自分らしさを実現できる町 みたけ ～男女共同参画プラン～」（第 1 次プラン）を策定し、5 年毎に「第 2 次男女共同参画プラン」、「第 3 次男女共同参画プラン」を、令和 2 年 3 月に「第 4 次男女共同参画プラン」を策定し、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するための施策を総合的かつ計画的に展開しています。

この「御嵩町男女共同参画懇話会」は、男女共同参画プランの各施策の実施状況について意見を述べていただいたり、プランの推進についての助言等を行っていただいたりするために、要綱に基づいて開催されている懇話会です。

皆様の幅広いご意見を施策に活かしていくため、次のとおり懇話会会員を公募いたします。

2. 職務

御嵩町男女共同参画懇話会会員として、本町における男女共同参画プランの提言及び推進に関することについて検討、協議をしていただきます。

このほか、啓発活動として、町広報紙の男女共同参画懇話会コラムの執筆や、人権講演会等における啓発活動（パンフレット配りなど）を行っていただいています。

3. 会員の期間

会員となった日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

（退会の意思がない場合は、毎年度の更新となります。）

4. 応募資格

次の条件を満たす方

（1）男女共同参画について関心があり、年数回、主に平日の夜間に開催する会議に出席できる方

5. 報酬等

令和 6 年度においては、下記の額が支払われます。

会員報酬	半日額 1,600 円	×会議の回数
------	-------------	--------

6. 募集人員

若干名

7. 応募方法

(1) 応募期間及び応募方法

令和6年3月1日（金）から受付を開始いたします。下記の締め切りまでに、必要書類を役場企画課窓口へご提出いただくか、下記の提出先まで郵送、または下記メールアドレスにE-mailにて必要書類をデータにて添付し、ご提出ください。

また、インターネットからお申込みいただくことも可能です。下記URLへアクセスしていただき、必要事項をご入力の上で送信してください。

URL: <https://logoform.jp/f/08j3q>

【締め切り】

令和6年3月22日（金）（必着）

(2) 提出先

御嵩町総務部企画課企画調整係

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL: 0574-67-2111 FAX: 0574-67-1999

E-mail: tyosei@town.mitake.lg.jp

(3) 必要書類

① 御嵩町男女共同参画懇話会公募会員応募用紙

※応募用紙は、企画課窓口と公民館（伏見、中、上之郷）にて配布しているほか、町ホームページからダウンロードすることもできます。

URL: <https://www.town.mitake.lg.jp/news/news0037635/>

8. 審査及び選考

企画課において応募書類をもとに選考します。選考結果は、応募締め切り後2週間以内を目安に、応募者全員にお知らせします。

9. 注意事項

(1) 応募書類に虚偽の記載があると認められた場合は、会員となった後であっても、決定を取り消す場合があります。

(2) 受理した応募書類は、理由の如何を問わず一切返却できませんので、ご了承ください。

10. お問い合わせ先

御嵩町 総務部 企画課 企画調整係（内線 2226） 担当：堀部

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL: 0574-67-2111 FAX: 0574-67-1999

E-mail: tyosei@town.mitake.lg.jp